

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月29日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第12号

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大田市条例第26号）は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月29日から施行する。